

閲覧上の注意

1 資産の計上

令和6年3月31日現在、県が保有している資産。

2 主な資産区分の説明

(1) 有形固定資産

固定資産のうち物的な実体をもつ資産（土地、建物、工作物、物品など）。

(2) 無形固定資産

固定資産のうち物的な実体をもたない資産（システムソフトウェア、地上権、特許権など）。

(3) 事業用資産

有形固定資産のうちインフラ資産及び物品以外の資産。

(4) インフラ資産

住民の社会生活の基盤となり、道路、橋梁、下水道施設、河川など、代替的利用ができない、移動させることができない、処分に関して制約を受ける等の特性をもつ資産。

(5) 土地

本県が所有する土地で、未利用地として売却を予定している売却可能資産を含む。

(6) 建物

本県が所有する建築物で、土地に定着する基礎、屋根、柱、壁を有し、容易に移動できないもの。

(7) 工作物

本県が所有する建物以外の人工物で土地、建物に定着する囲障、エレベーター等の附帯設備で、取得価額150万円以上のもの。

(8) 立木竹

本県が所有する立木竹のうち、次のすべてを満たすもの。

- ・林齢が管理されている集団樹木であること。
- ・県営林立木台帳又は立木（竹）台帳に記載されているスギ又はヒノキであること。
- ・市場が形成されており、資産価値が認められるもの。

(9) 船舶

本県が所有する船舶で、船舶法の定める船舶登記ができる総トン数20トン以上のもの。

(10) 浮標等

浮標、浮棧橋及び浮ドック。

(11) 物品

取得（見積）価格が100万円（美術品300万円）以上のもの。

(12) ソフトウェア

業務効率化を図るために委託料等にて開発・購入したもので、研究開発用のもの、将来費用削減とならない映像ソフトなどを除き、100万円以上で、その利用により将来の費用削減が確実であると認められるもの。

(13) その他無形固定資産

用益物権、特許権、著作権（ソフトウェアを除く）、商標権、実用新案権、意匠権、育成者権等。ただし、著作権のうち、映像ソフトや研修資料、福岡県史等の編纂（集）物を除く。

3 売却可能資産

未利用県有地のうち、売却に必要な事務処理が完了しているもののほか、概ね1年以内に売却可能となる見込みのある土地。

4 時価等

鑑定評価額等。

5 所有外資産

管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等。

6 記載単位

棟、個、台、筆、㎡、m等を基本とする。

7 固定資産台帳の対象会計区分

一般会計等（一般会計及び12特別会計）、公営事業会計（県営埠頭施設整備運営事業）

8 固定資産台帳に記載しないもの

- (1) 表示登記が行われていない法定外公共物（里道、水路など）。
- (2) 他団体等に移管が予定されているもの。
- (3) 令和6年3月31日時点で未完成の資産（工期が年度を超える建設中のものなど、事業に供する状態で取得する前の資産）。

9 固定資産台帳に記載しているもののうち非公表とするもの

- (1) 福岡県情報公開条例において非開示となっているもの。
- (2) 公開することにより個人が特定されるもの。